

摂津市上下水道部告示第4号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び摂津市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和58年水道企業規程第7号）第91条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年4月21日

摂津市長 森 山 一 正

記

- 1 工事名 太中浄水場 電気計装設備更新工事
及び太中浄水場 監視装置等保守点検業務委託
- 2 工事場所 摂津市昭和園地内（他各送水所及び各施設）
- 3 予定期間 平成29年6月15日～平成41年3月31日
（工事 平成29年6月15日～平成31年3月31日）
（業務委託 平成31年4月1日～平成41年3月31日）

4 工事概要	監視制御設備工事	1式
	I T V設備工事	1式
	動力・計装設備工事	1式
	機械設備工事	1式
業務委託概要	監視装置等保守点検	1式

5 入札参加資格要件

制限付一般競争入札に参加するためには、以下の要件を満たしている単体企業または特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。経常建設共同企業体は本入札においては対象外とする。

単体企業による参加による場合は当該企業、特定JVの場合は工事を施工する代表構成員が以下の要件を満たすこと。また、特定JVの他の構成員においては、以下の①、⑥から⑩の要件を満たすこと。

- ① 本市の競争入札参加資格者名簿に「業種：電気工事」で登載されていること。

- ② 平成29～32年度の本市の競争入札参加資格申請提出時に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事の総合評定値（市内業者においては換算数値）が1000点以上の者。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が当該入札参加申込時において、有効期間が終了していないこと。
- ④ 建設業法第3条各項の規定に基づく建設業の許可を受けていること。元請工事における下請金額合計が4,000万円以上の場合には特定建設業、それ以外の場合には一般建設業の建設業許可とする。
- ⑤ 元請工事における下請金額合計が4,000万円以上の場合には監理技術者、それ以外の場合には主任技術者を、いずれの場合も専任で配置できること。
- ⑥ 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- ⑦ 公告の日から入札の日までの間に、建設業法に係る処分中でないこと。
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること（一般競争入札の参加者資格の不適合事項が列記）。
- ⑨ 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、参加することができない。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。
- ⑩ 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされているもの。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされているもの。

特定JVの結成にあたっては、次の①から⑤の要件を満たすこと。

- ① 経営形態は、分担施工方式によるものであること。
- ② 構成員は、本入札に単体企業として参加する者でないこと。
- ③ 構成員は、本入札に参加する他の特定JVの構成員でないこと。
- ④ 構成員は単体企業とし、構成員数は2者であること。

- ⑤ 代表構成員は太中浄水場電気計装設備更新工事を施工するものとし、他の構成員は太中浄水場監視装置等保守点検業務委託を履行するものとする。

また、以下の要件についても満たすこと。

- ① 監視システムを自社で設計し、自社保有の工場で作成していること。確認書類として製品のパンフレット等を添付する事。
- ② 平成19年4月1日～平成29年3月31日（過去10年間）に水道事業（簡易水道事業を除く）の浄水場及び送水所の監視装置の納入工事及び保守点検実績があること。
- ③ 緊急時には、年間を通じて終日受付対応可能な自社保有のコールセンター等を設け、2時間以内に技術者の派遣が可能であること。

6 技術者の配置

太中浄水場電気計装設備更新工事における監理技術者は、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

7 入札参加申込時提出書類

- ① 摂津市制限付一般競争入札参加申込書
- ② 摂津市制限付一般競争入札参加者証
- ③ 平成29～32年度摂津市競争入札参加資格審査申請時に添付した国土交通省又は大阪府等の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の直近の写し
- ④ 本工事に配置する技術者調書
現場代理人、監理技術者の経歴書、資格者証（監理技術者資格者証、指定講習に係る監理技術者講習修了証及び国家資格証明証又は国土交通大臣認定書の写し）及び当該事業所と直接かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。
- ⑤ 工事等の実績確認書類として、監視装置の工事請負契約書及び保守点検業務委託契約書の写し。
- ⑥ 自社製品である事の確認書類として、製品のパンフレット等。
- ⑦ 緊急対応の際の受付窓口連絡体制表及び対応にあたる技術者の名簿。
技術者については最低2名以上記載すること。

⑧ 特定 J V で申込を行う場合は上記①～⑥の書類に加え、特定 J V 協定書、委任状

8 入札参加申込書受付期間及び受付場所

平成 29 年 4 月 21 日（金）～平成 29 年 5 月 9 日（火）

午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分

摂津市上下水道部 経営企画課

9 入札参加資格者公表日時及び場所

平成 29 年 5 月 16 日（火）～平成 29 年 5 月 23 日（火）

午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分

摂津市上下水道部経営企画課カウンター（受付番号のみ）

10 入札日時及び場所

平成 29 年 6 月 12 日（月）午前 11 時 00 分から

摂津市上下水道部 別館 2 階 中会議室

11 無効となる入札事項

摂津市水道事業及び下水道事業会計規程第 9 7 条に該当する入札を行ったもの。

12 入札保証金

摂津市水道事業及び下水道事業会計規程第 9 3 条から第 9 6 条に定めるとおりとする。

13 最低制限価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

14 入札回数 1 回

15 入札の中止

入札に参加する事業者が 2 者に満たないときは、入札を中止する。

16 失格の取扱

資格審査において資格有と認められた後であっても、入札開始時刻までに入札参加資格要件に該当しなくなったときは、失格とする。